

国の補助金又は交付金の交付を受けて共同利用に供する機械・装置を取得した場合の課税標準の特例《固定資産税》

1. 特例の対象

500万円以上の交付金等を受けて森林組合、森林組合連合会、中小企業協同組合(事業協同小組合及び企業組合を除く)、協業組合が取得した共同利用に供する機械及び装置のうち、1台又は1基の取得価額が330万円以上のもの

2. 特例の内容

交付金等を受けて森林組合等が取得した共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準は、価格の1/2となります。

〔注: 本特例は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から、**3年度分**に限られます。〕

$$\text{課税標準} = \text{価格} \times 1 / 2$$

3. 特例の効果

例) 2千万円の共同利用に供する機械を取得、耐用年数5年(減価率0.369、税率1.4%)

< 特例の適用を受けない場合 >

1年目の税額 $2,000 \text{万円} \times (1 - 0.369 / 2) \times 1.4\% = 22.8 \text{万円}$

2年目の税額 $1,631 \text{万円} (1 \text{年目の評価額}) \times (1 - 0.369) \times 1.4\% = 14.4 \text{万円}$

3年目の税額 $1,029 \text{万円} (2 \text{年目の評価額}) \times (1 - 0.369) \times 1.4\% = 9.1 \text{万円}$

3年度分の合計 46.3万円

< 特例の適用を受けた場合 >

1年目の税額 $2,000 \text{万円} \times (1 - 0.369 / 2) \times 1 / 2 \times 1.4\% = 11.4 \text{万円}$

2年目の税額 $1,631 \text{万円} (1 \text{年目の評価額}) \times (1 - 0.369) \times 1 / 2 \times 1.4\% = 7.2 \text{万円}$

3年目の税額 $1,029 \text{万円} (2 \text{年目の評価額}) \times (1 - 0.369) \times 1 / 2 \times 1.4\% = 4.5 \text{万円}$

3年度分の合計 23.1万円

3年間で約23万円(= 46.3万円 - 23.1万円)の効果

お問い合わせ先

林野庁経営課構造改善班、整備課間伐推進班
(代表) 03-3502-8111(内線)6084[経営課]、6178[整備課]
(直通) 03-3502-8055[経営課]、03-3591-5893[整備課]